



## Contents

- ◇ 社長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『時間管理のマトリックス』について
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

**10**  
2013  
Vol.119



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、  
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆ ㈱大成経営開発 . . . . . 財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆ ㈱大成不動産 . . . . . 不動産 ・ 資産運用
- ◆ ㈱アップワード エスト保険 . . . . . 生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆ ㈱大成アフェクション . . . . . 居宅介護支援、通所介護事業
- ◆ ㈱大成グローバルトレーディング . . . . . 商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

アイクス税理士法人・清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・  
竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・須賀経営労務研究  
所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン・司法書士法人緒方事務所

## 社長室から、こんど～です

オリンピック2020年東京開催決まりましたね。皆さんのスピーチが素晴らしく感動しました。これから7年、東京は色々な所が整備され、さらに近代的になっていくのでしょうか。



ですが一方では、まだまだ仮設住宅に住み原発問題で不安な毎日を送っている人達があります。18,500人以上の死者、行方不明者2,654人、いまだ避難者は29万人、放射能汚染水大量漏出で地下水汚染、海洋汚染問題にもなっています。住む家がない、心が痛みます。

安倍首相はスピーチの中で原発問題に触れ原発の中でコントロールされているから問題ないと発言していましたが、本当でしょうか？今後政府がどんな対策をとり福島の方々が納得し安心して暮らせ、さらに今後電気代を上げずに国民に電気を供給できるようになるのか興味のあるところです。

そこで電気料金です。昨年の9月から地域によっては今年の9月から電気料金は値上げされました。原因は原発停止により火力発電を行っているための燃料費です。

家庭用で7%~9%。産業用で12%~17%。この値上げは原発再稼働を見込んだうえでの値上げであり、火力発電の燃料費から見ると25%上がってもおかしくないと言っています。

原発推進派と脱原発派それぞれに思いはあるでしょうが、現状原発を止め（石油、石炭、LNG）といった燃料を輸入し続けるならば、私たちが支払った電気代や税金を年間4兆円近く中東の各国へ支払うことになり。中東の国イスラエル、イラン情勢も安定しているとは言えません。

4兆円もの大金を他国へ支払うのではなく、原発のある地域の人々の安心安全のために、また何があっても持ちこたえられる原発設備の研究、開発に使うべきではないでしょうか？高齢化社会の日本で、限られてくる税収の中で垂れ流しをしてもらっては困ります。

日本はいつ電気が止まるかわからない状態にあるのではと思います。

今度値上げされるであろう消費税もどこへ行くかわかりません。

そう考えると原発はやっぱり必要なのでは？

もちろん福島問題は解決しなければなりません、国民全体で燃料費の負担（電気料金の値上を受け取る）をするならば別ですが・・・

今の時点では全体的に世帯年収が下がっている現実がありかなり難しいと思われ。ます。

世界を見てもエネルギー自給率の低い国は原子力です。韓国、ベルギー、フランス。放射線に対する認識を正しく学び理解する必要があります。

放射線被曝によるがんのリスクは？

日本人は年平均2.1msvの自然放射線を浴びています。100~200msvでがんになるリスクは野菜不足の生活と同じ程度、運動不足や肥満より低い。喫煙は1000msvに相当するそうです。大したことではないと簡単に片づける事は出来ませんが、私たちの生活や未来の子供たちの事を考え正しい認識をもって原発問題にも取り組んでほしいと思います。

とにかく原発をなくすならば全部なくす、稼働させるならば安全安心を確保して稼働させると、どちらかに決めてほしいものです。

ありがとうございました。



(株)大成経営開発社長近藤記



社長ブログ：近藤社長の体と会社のダイエット日記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/diet>

## 経営まめ知識：『時間管理のマトリックス』について



いま熊本県八代市です。いろいろの事を考えています。新規事業や人材育成と事業体ごとの体制などについてです。つまるところは、時間の管理について考えています。今日は、人間が成長していくなかで、必ず考える時間管理についてお話をしてみたいと思います。

1日は24時間。1年は365日。人生80年は、約29,200日です。この人生という時間の中で人間は、生きています。人間が、成長と成果を求めていくと付加価値としての時間当たり生産性が求められます。

ご存知の方も多いと思いますが、時間管理について古くて新しいものが『時間管理のマトリックス』です。成果を出そうと思ったら、これは必ず知っておかなければならない事です。でないとなんか成長は、望めないでしょう！！そのくらい時間管理は、大事な事です。なぜなら人生は、時間という3Dの中で動いているからです。時間という期限を区切り成果や結果が出て、初めて成長できるからです。

時間管理のキーワードは2つです。1つめは、**重要度**。2つめは、**緊急性**です。この二つで仕事を区分して優先順位をつけ仕事を進めていくという考え方です。この2つのキーワードにより、**2×2で4つの仕事の種類に区分する事が出来ます**。つまり以下の通りです。

重要度／緊急度	緊急	緊急ではない
重要	第1領域 ・重要であり緊急な仕事。	第2領域 ・重要であり緊急でない仕事。
重要ではない	第3領域 ・緊急であり重要でもない仕事。	第4領域 ・緊急でなく重要でもない仕事。

緊急性がある仕事と緊急性がない仕事の2つに区分します。また、重要である仕事と重要でない仕事の2つに区分します。これで仕事は、本質的・形式的に4つに区分されることとなります。

この4つの仕事の区分が出来て一番大事な事は、**仕事の優先順位をどうつけるかという事です**。成果を出す人・成長する人の仕事の順番は、どうなっているのでしょうか？みなさん如何でしょうか？

答えは、1番⇒2つ目の重要であり緊急でない仕事。2番⇒1つ目の重要であり緊急な仕事。3番⇒緊急であり重要でもない仕事。4番⇒緊急でなく重要でもない仕事。これが答えになります。これが、成長し成果を出す人の仕事の順番です。成果を出せず成長できない人の仕事の順番は、この逆になっています。それではそれぞれの仕事についての対処法について、話してみたいと思います。

**重要であり緊急性のない仕事**とは、事業の成否を決める様な一番大事な仕事が多いようです。計画的に時間をかけて進める事が大事です。経営理念・経営計画・戦略・人間関係づくり・余暇の過ごし方など**事業の方向性を決めるような仕事**です。

**重要であり緊急な仕事**とは、経営判断にかかわるような天災・人災・事故・クレーム処理などの仕事です。重要であり緊急性を要しますので、事前にその対策を立てておく事が大事です。**マニュアルやその指示系統**です。

**緊急であり重要ではない仕事**とは、突然の来客、無駄な接待、無駄な会議、多すぎる報告書などです。重要でない仕事ですが緊急性を要するという事は、**一番厄介な仕事**という事になります。これに振り回され仕事をしているというのが、一番多いパターンです。この仕事は、**経営効率を落としますので組織的に出来るだけ排除するようしなければなりません**。

**緊急でもなく重要でもない仕事**とは、誰がやっても一緒のような作業レベルの仕事か**やらなくてもいい仕事**です。**代替してもらおうか、効率化するか、その仕事を辞める事です**。

時間が足りない今日この頃です！！

**時間管理のマトリックス**をお話させて頂きました。時間が足りないと言ったら、経営者は失格だそうです。

経営者の仕事とは、『**何もしない事、任せる事**』が仕事だそうです。名言ですね！！

みなさまとともに健勝と活躍をしていきましょう！！そんな感じです！！



八代事務所にて



会長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>



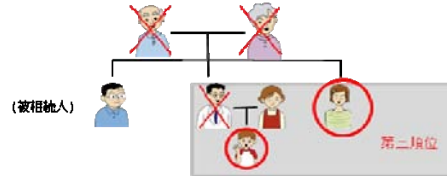


## いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

### 「法定相続人と遺留分」

5月号で「相続人の範囲と順位」について掲載させていただきましたが、今月号では、2つの例をご紹介します、法定相続分と遺留分を説明させていただきます。

#### CASE 1



相続人は、姉妹と甥の2人です。

- 配偶者・子(第一順位)・親(第二順位)がない場合、第三順位の兄弟姉妹が法定相続人となります。兄弟姉妹の誰かが、被相続人より早く亡くなっていた場合は、その子供が代襲相続人となります。しかし、その子供が亡くなっている場合は、兄弟姉妹の孫は、代襲相続人となりません。

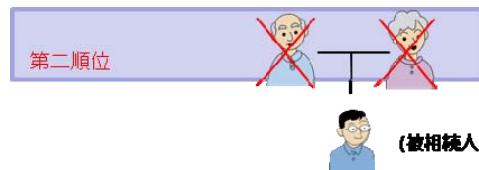
兄弟姉妹の遺留分

- 兄弟姉妹の遺留分は、ありません。

#### POINT

- もし、被相続人が、相続人でない者に、すべての財産を遺贈する遺言書を作成していた場合には、遺言書の内容を優先され、兄弟姉妹には遺留分減殺請求権はありませんので、相続人でない者に財産は相続される事になります。

#### CASE 2



相続人は、いません。

- 配偶者・子(第一順位)・親(第二順位)・兄弟姉妹(第三順位)がない場合、相続人はいません。相続人がいない場合、特別縁故者となる者がいれば、財産の全部または一部を相続する事が出来ます。

特別縁故者と認められるのは、

- ①被相続人と生計を同じくしていた者
- ②被相続人の療養看護に努めた者
- ③その他被相続人と特別の縁故があった者とされています。

内縁の妻や事実上の養子が代表的な例です。ほかには被相続人の療養看護に努めた親戚・知人・看護婦などがあげられます。また、特別縁故者は個人だけでなく、法人でもよいとされています。

特別縁故者の手続きは、手間と期間が長く掛ります。

ただし、分与するかしないか、一部分与か全部与かについては家庭裁判所の裁量によります。

#### POINT

- 相続人がいない場合の手続きは、手間が掛かります。まして、財産の一部か全部は、国に帰属する事も考えられます。意志を継ぐ方がいらっしゃれば、養子縁組か遺言書の作成をおススメします。

相続人以外の方に相続をしたいというご質問を受ける事が多くなりました。

その解決方法の1つが“遺言書”です。形式や財産分与の方法に気を付ければ、自分の想いを次世代に承継するのに1番有効ではないかと考えます。

 岡村

**編集後記：**まだまだ、昼間はエアコンを使っていますが、めっきり秋めいてきました。「天高く馬肥ゆる秋」と言われるように空気も澄んで、快適な過ごしやすいい日が増えてきました。先月号に続き今月号の表紙は、そんな秋らしい植物で飾ってみました。自然が多いと季節を感じられていいですね！

